

令和4年度 国民健康保険税試算額（概算）

【重要！】本試算は概算となります。特に以下の場合、実際の税額が試算額と大きく異なることがありますので、ご注意ください。

- ・試算後、制度改正や所得の修正申告があった場合
- ・所得情報等で総所得金額が確認できない場合や申し出による総所得金額が実際と異なる場合
- ・その他、課税時に必要となる諸条件を試算時にご提示いただけなかった場合

項目		全員分	未就学児	(うち介護保険該当者分)
①	加入予定者数	うち40歳以上65歳未満は介護保険該当者		
②	総所得金額	加入予定者の前年の総所得金額の合計		
③	基礎控除金額	総所得を超えない範囲で、加入者1人あたり43万円まで		
④	課税標準額	②総所得金額 - ③基礎控除金額		
⑤	世帯主が国保加入しない場合、世帯主の総所得金額			
⑥ 医療分	所得割	課税標準額 ×	9.22%	=
	均等割	加入予定者数 ×	6,880	=
		未就学児人数 ×	3,440	=
平等割	一世帯あたり 8,600 =			
⑦ 支援分	所得割	課税標準額 ×	2.51%	=
	均等割	加入予定者数 ×	1,980	=
		未就学児人数 ×	990	=
平等割	一世帯あたり 2,230 =			
⑧ 介護分	所得割	課税標準額 ×	2.88%	=
	均等割	加入予定者数 ×	2,680	=
	平等割	一世帯あたり 2,570 =		
⑨	年税額 (⑥医療分 + ⑦支援分 + ⑧介護分)			
⑩	月額目安	(⑨÷12ヶ月。任意継続と比較する場合の目安) 4月～翌年3月まで		
⑪	月から加入の場合、3月までの		ヶ月分で……	
⑫	月届出された場合の1回目の納期は		月で、金額は	
	2回目以降の納期は		～3月で、金額は	

- 介護保険は40歳以上65歳未満のかたが対象となります。
- 課税限度額は、医療分650,000円、支援分200,000円、介護分170,000円となっております。
- 国民健康保険税は、加入された月から課税が発生しますが、4月から翌年3月までの1年分を年9回（7月～3月）に分けて納付していただくため、**各納期の保険税額は月額ではありません**。また、7月以降に、加入の手続きをされたかたは、**届出月の翌月から納付していただきます**。
- 毎年度の国民健康保険税は、加入されるかたの前年の1月から12月までの総所得金額をもとに算定します。『国民健康保険税納税通知書』は、7月上旬までに世帯主あてに送付します。7月以降に、加入の手続きをされたかたは、**届出月の翌月中旬以降**に送付します。

処理欄	計算者	確認者	確認事項（必須）	
				<input type="checkbox"/> 総所得金額の内訳（給与・事業・雑（年金等）・不動産・()） <input type="checkbox"/> 加入予定年月（ 年 月予定） <input type="checkbox"/> 世帯主の国保加入の有無

< 国民健康保険・国民年金の加入にご用意いただくもの >

- 社会保険、組合保険等の資格喪失証明書（被扶養者がいる場合は、そのかたの名前も記載されたもの）
- マイナンバーカード等のマイナンバー確認書類と運転免許証など本人確認できるもの
- 年金手帳（20歳以上60歳未満でマイナンバーがわかるものをお持ちでないかた）
- 福祉医療受給者証（福祉医療を受給している場合）
- 雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知（倒産、解雇等や雇い止めなどにより離職された64歳以下のかた）
- 委任状・印鑑（代理人の届出の場合のみ）

※ 手続きの場所 国保年金課窓口（本庁舎1階） ・ 北部市民サービスセンター
西部市民サービスセンター ・ 駅東サービスセンター（アルヴェ1階）
南部市民サービスセンター（別館を除く）
河辺市民サービスセンター・雄和市民サービスセンター
岩見三内連絡所 ・ 大正寺連絡所

【お問合せ先】

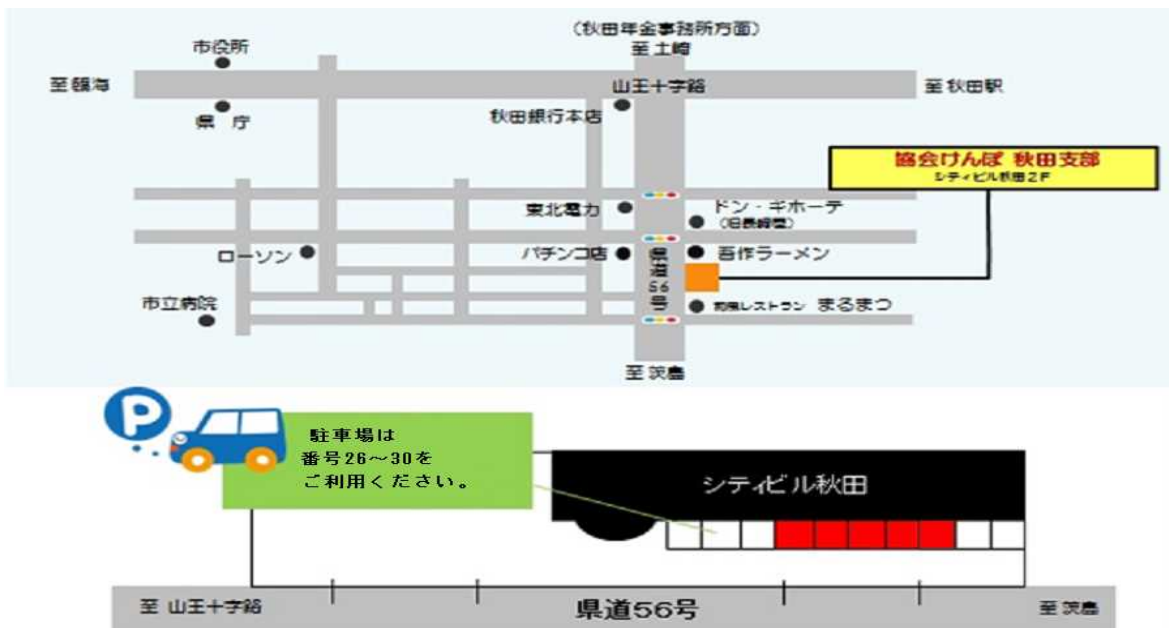
国民健康保険税について 賦課担当 TEL 018-888-5632

国民健康保険加入手続きについて 国保年金資格担当 TEL 018-888-5633

< 社会保険の任意継続については…… >

全国健康保険協会秋田支部
(協会けんぽ)

〒010-8507
秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階
TEL 018-883-1800 (代表)



※健保組合・共済組合等の任意継続については、それぞれの事務局にお問合せください。